

保険契約者保護機構について

1. 機構の目的

「保険契約者保護機構」は、万一、保険会社（外国保険会社等も含む。）が破綻した場合でも、破綻保険会社の保険契約の移転等（移転、合併、株式取得）における資金援助等を行うことにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として、生・損保別に設立（平成10年12月1日発足）。

2. 補償内容

(1) 補償対象となる保険契約は、日本における元受保険契約（保険契約のうち再保険契約を除いたもの）のうち、以下に掲げるもの。

- ① 死亡保険、生存保険 ※
- ② 損害保険
 - ・自動車損害賠償責任保険、地震保険、自動車保険
 - ・火災保険、その他の損害保険（賠償責任保険、信用保険等）〔個人等に限る〕
- ③ 疾病・傷害に関する保険
 - ・短期（保険期間1年未満）傷害保険、特定海外旅行傷害保険
 - ・その他の疾病・傷害保険（年金払型積立傷害保険、医療・介護（費用）保険等 ※

(2) 補償限度は、責任準備金（将来における保険金等の支払のために積み立てられているべき準備金）の一定割合までを補償（補償割合は保険種目ごとに設定。例えば、死亡保険や生存保険は、原則90%までを補償）。

（注1）破綻処理の際には予定利率の引下げ等により契約条件が変更されることがある。

（注2）高予定利率契約（上記※の契約のうち、破綻時においてその予定利率が過去5年間に告示所定の基準利率（3%）を超えていた保険契約）についての補償率は以下の式によって算出。

$$90\% - \{ (\text{過去5年間の各年における当該保険契約の予定利率} - \text{基準利率} 3\%) \text{の総和} \times 1/2 \}$$

3. 機構の財源及び借入金

- ・機構の財源は、保険会社からの負担金により賄われる。
- ・負担金は事前拠出により積み立てることとされており、積み立てを上回る支払いが行われる場合は、機構の借入れで対応。

【借入限度額】 生保：4,600億円、損保：500億円

4. 公的支援

（生命保険契約者保護機構）

- ・破綻した生命保険会社の破綻処理に係る業務に要した費用の全部又は一部について、予算で定める金額の範囲内で国庫の補助が可能（令和9年3月末まで）。
- ・借入金について政府保証を付すことが可能。